福井県	六級地	福井市
山梨県	五級地	甲府市
長野県	六級地	長野市　松本市　諏訪市　塩尻市
岐阜県	六級地	岐阜市　大垣市　多治見市　美濃加茂市
静岡県	四級地	裾野市
	五級地	静岡市　沼津市　御殿場市
	六級地	浜松市　三島市　富士宮市　富士市　磐田市　焼津市　掛川市　袋井市
愛知県	二級地	日進市
	三級地	名古屋市　刈谷市　豊田市
	四級地	豊明市
	五級地	瀬戸市　碧南市　西尾市　大府市　知多市　尾張旭市
	六級地	豊橋市　岡崎市　一宮市　半田市　春日井市　津島市　安城市　犬山市 江南市　小牧市　稲沢市　東海市　知立市　岩倉市　愛西市　清須市 北名古屋市　弥富市　みよし市　あま市　東郷町　長久手町　豊山町 大治町　蟹江町
三重県	四級地	鈴鹿市
	五級地	津市　四日市市
	六級地	桑名市　名張市　伊賀市　木曽岬町
滋賀県	四級地	大津市　草津市
	五級地	守山市　栗東市
	六級地	彦根市　長浜市
京都府	三級地	長岡京市
	四級地	京都市
	五級地	宇治市　亀岡市　京田辺市
	六級地	城陽市　向日市　八幡市　木津市　大山崎町　精華町
大阪府	二級地	大阪市　守口市　門真市
	三級地	吹田市　高槻市　寝屋川市　箕面市　高石市
	四級地	堺市　豊中市　池田市　枚方市　茨木市　八尾市　大東市　東大阪市 大阪狭山市
	五級地	泉大津市　貝塚市　泉佐野市　富田林市　河内長野市　松原市　和泉市 羽曳野市　摂津市　藤井寺市
	六級地	柏原市　泉南市　四條畷市　交野市　阪南市　島本町　豊能町　忠岡町 熊取町　田尻町　岬町　太子町　河南町　千早赤阪村
兵庫県	二級地	芦屋市
	三級地	西宮市　宝塚市
	四級地	神戸市　尼崎市
	五級地	伊丹市　高砂市　川西市　三田市
	六級地	姫路市　明石市　加古川市　三木市　猪名川町
奈良県	三級地	天理市
	四級地	奈良市　大和郡山市
	五級地	大和高田市　橿原市　生駒市
	六級地	桜井市　御所市　香芝市　葛城市　宇陀市　平群町　三郷町　斑鳩町 安堵町　川西町　三宅町　田原本町　上牧町　王寺町　広陵町　河合町
和歌山県	六級地	和歌山市　橋本市
岡山県	六級地	岡山市
広島県	四級地	広島市
	六級地	廿日市市　府中町　海田町　坂町
山口県	六級地	周南市
香川県	六級地	高松市
福岡県	四級地	福岡市
	六級地	北九州市　筑紫野市　春日市　大野城市　太宰府市　前原市　古賀市 福津市　糸島市　那珂川町　宇美町　篠栗町　志免町　須恵町　新宮町 久山町　粕屋町
長崎県	六級地	長崎市

別表第三の五

「下水道費」の投資補正中有収水量一立方メートル当たりの使用量対象資本費に係る乗率（第12条関係）

(1)　法適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの使用量対象資本費の段階	乗率
75未満	0.80
75以上150未満	0.85
150以上	0.95

(2)　法非適用事業分

有収水量一立方メートル当たりの使用量対象資本費の段階	乗率
75未満	0.80
75以上300未満	0.85
300以上	0.95

別表第三の六

都道府県の「道路橋りょう費」の投資補正に係る指定都市を包括する道府県ごとの乗率（第12条関係）

都道府県	乗率
北海道	1.010
宮城	1.048